

平成 27 年第 4 回定例会(12 月)議決結果

第4回定例会が平成 27 年 12 月 4 日から 15 日までの 12 日間の会期で開催されました。条例、補正予算など 18 議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条 例】

● 芦屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定

(可決 賛成多数)

番号法に規定される事務以外の事務について、個人番号の利用、特定個人情報の利用及び提供を行うことに関し、執行機関内や執行機関間での特定個人情報のやりとりを可能とするための条例の制定です。

● 芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

芦屋町地域包括ケア推進委員会、芦屋町老人ホーム入所判定委員会及び芦屋町地域公共交通会議の委員に係る報酬等の額について、医師等の区分を定めるため条例を改正します。

● 芦屋町税条例等の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

税制改正に伴う猶予制度の規定及び番号法関連の様式変更に伴う改正を行うとともに、徴収方式変更後も各納期における納付金額の平準化を図るため、条例を改正します。

● 芦屋町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

番号法施行に伴い減免申請書に記載すべき事項を明確にするとともに、徴収方式変更後も各納期における納付金額の平準化を図るため、条例を改正します。

● 芦屋町地域公共交通会議設置条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

地域の生活交通を一体として協議していくため、芦屋町地域公共交通協議会に関する事項を追加することから、条例を改正します。

● 芦屋町下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

下水道料金システムの改修に 6 カ月の期間を要するので、条例の施行期日を平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 5 月 1 日に変更するため、条例を改正します。

【契 約】

●**柏原漁港護岸改修工事請負契約の締結**

(可決 満場一致)

柏原漁港護岸改修工事について、約 4,800 万円で契約締結するものです。

【予 算】

●**平成 27 年度芦屋町一般会計補正予算(第 3 号)**

(可決 満場一致)

歳入歳出それぞれ 5,500 万円の増額補正を行うものです。

歳入＝緑ヶ丘保育所保育料 711 万円や地域子ども・子育て支援事業補助金 44 万円、財政調整基金繰入金 4,708 万円を増額計上しています。

歳出＝緑ヶ丘保育所指定管理料 1,870 万円、松くい虫防除委託(伐倒駆除)560 万円、鶴松団地前バス停シェルター設置工事、緑ヶ丘団地 12 棟復旧工事実施設計委託 300 万円、中央公民館自家発電設備改修工事設計委託 117 万円を措置しています。

●**平成 27 年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)**

(可決 満場一致)

歳入歳出それぞれ 61 万円の増額補正を行うものです。

歳入＝職員給与費等繰入金を増額計上しています。

歳出＝給料を 11 万円及び職員手当等を 66 万円増額、共済費を 16 万円減額措置しています。

●**平成 27 年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第1号)**

(可決 満場一致)

歳入歳出それぞれ 27 万円の増額補正を行うものです。

歳入＝給与費等繰入金 27 万円を増額計上しています。

歳出＝職員手当等 27 万円を増額、共済費 4 千円を減額措置しています。

●**平成 27 年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第 3 号)**

(可決 満場一致)

収益的収入では、電話投票、協力場、ミニボートピア嘉麻及び場外発売受託事業の売上増に伴う発売金など 77 億 3,877 万円を増額計上しています。

収益的支出では、発売金の増額に伴い、払戻金などの開催費や場外発売受託事業費を増額するほか、館内放送整備機器の更新に係る実施設計委託料を新たに計上し、人事異動に伴う事業局職員の人件費を減額し、総額で 70 億 9,268 万円を増額計上しています。

【意見書】

●芦屋港の活用・活性化の推進を求める意見書

（可決 満場一致）

県に対し芦屋港を物流機能から脱却した観光立町にふさわしい、芦屋港の活用・活性化のための構想策定と事業実施を推進するよう強く求める意見書です。

●TPP(環太平洋連携協定)に関する意見書

（可決 賛成多数）

TPPが国民生活の根本にかかわる重大問題であることを踏まえ、生産者が農業経営を継続できるよう、現場の声を踏まえた農業への必要な対策と予算の措置を行うとともに、長期的な農業政策の確立など3項目の実現を強く求める意見書です。

※意見書の詳細な内容については、別添のファイルをご覧ください。

【請 願】

●よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願書

（不採択 賛成少数）

新制度の実施主体である市町村が十分に役割を果たし、「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえ、取り組みの一層の推進が図られるよう、財源の確保に加えて制度の改善が必要です。そのため、国に対して「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」を提出することを求める請願です。

※請願の詳細な内容については、別添のファイルをご覧ください。

【陳 情】

●TPP(環太平洋連携協定)に関する意見書の提出を求める陳情書

（採択 賛成多数）

TPP が国民生活の根本にかかわる重大問題であることを踏まえ、3 項目を実現するよう国への意見書の提出を求める陳情です。

※陳情の詳細な内容については、別添のファイルをご覧ください。

【その他】

●地方独立行政法人芦屋中央病院定款の一部変更

（可決 満場一致）

地方独立行政法人芦屋中央病院医師住宅の土地を分筆したことで、地番が変わったため別表の変更を行い、あわせて法人設立以後の追加出資や不要財産の納付を可能とするため必要な変更をします。

●町道の路線認定

(可決 満場一致)

福岡県との道路移管協定に伴い、平成27年度に移管を受ける予定の国道495号線について、下記の町道を認定するものです。

浜口町7号線(浜口町1490-2番地先から大字芦屋175-5番地先)

●芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定

(可決 満場一致)

標準会議規則に合わせて字句を修正するものです。

【報告】

●専決処分事項の報告

平成27年9月に芦屋町大字山鹿において発生した、車両損傷事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。